

江東区介護保険事業者における事故報告の取扱要領

15江保介第1632号

平成15年12月26日

改正 平成18年3月30日

- 略 -

(事故の範囲)

第4条 報告を行う事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上の重篤な事例または死亡に至る事例が発生した場合。
- (2) 食中毒、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項、第4項及び第5項に規定するものをいう。)結核または疥癬が発生した場合。
- (3) 事業者と利用者または利用者の家族等関係者との間で、苦情、トラブル等の問題が生じる可能性がある事例が発生した場合。
- (4) 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合、または問題となる可能性がある場合。
- (5) 従業員の法令違反その他不祥事等を原因とした事例が発生した場合。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事例が発生した場合、または、区から報告を求められた場合。

2 事業者は、その従業員の法令違反その他不祥事等が発生した場合には、区長に報告しなければならない。

- 略 -